

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部文化観光課
委託業務番号	令和5年度 長文城第22号
委託業務名称	特別展「長浜城主・秀吉と歴代城主の変遷」展示資料梱包輸送業務
委託業務場所	長浜城歴史博物館（長浜市公園町10-10）
業務の概要	特別展「長浜城主・秀吉と歴代城主の変遷」にかかる展示資料の梱包輸送業務
履行期間	令和5年5月26日 から 令和5年12月20日 まで
契約年月日	令和5年5月25日
契約額（税込）	2,672,824円（うち保険料145,860円は非課税）
契約の相手方	[所在地又は住所] 栗東市六地藏1070番地1 [商号又は名称] 日本通運株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	第1希望で「運輸・引越業務」に登録があり、細目に⑥美術品輸送登録がある県内営業所2者による指名競争入札を実施したが、うち1者が辞退届を提出し、長浜市入札執行要項第8条第3項により入札を取りやめた。登録業者で、美術品梱包輸送を手掛けるのは、県外含め、指名業者が2者しかいないことから、入札意思のある日本通運株式会社滋賀支店に対して、一者随契による見積徴収を行う。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>